

国民年金のお知らせ

7月は国民年金(短期年金)受給者の「所得状況届」の提出月です

国民年金(短期年金)を受給している人に、「所得状況届」が社会保険庁より送られますので、必要事項を記入し、市民課または各支所市民サービス課へ提出してください。

この「所得状況届」により、毎年所得審査を行っています。

届出対象者

20歳前に初診日のある傷病等による障害基礎年金や障害福祉年金からの裁定替えにより障害基礎年金を受給中の人と、母子(準母子)福祉年金からの裁定替えにより遺族基礎年金を受給中の人です。

(年金コードが6350・2650・2750・2850の人です)

所得申告をされていない場合は、年金の支給が一時停止されることがありますので、無収入の人も必ず申告を行ってください。

平成19年1月2日以降に住所変更をされた年金受給者は、平成19年1月1日に住民登録をされていた市町村で、平成19年度課税証明書(平成18年分所得)の交付を受けて、「所得状況届」といっしょに提出してください。

国民年金被保険者名簿の写しを無料交付します

申請者 原則本人

申請場所 市民課および各支所市民サービス課

持参物 年金手帳等および免許証等(本人確認のため)

交付時期 1週間程度で、自宅に郵送します

保管名簿は、平成14年3月までの旧豊中町を除く6町分(一部、電算処理したため名簿がない場合もあります)です。

全記録の被保険者台帳は、社会保険事務所でご確認ください。

問い合わせ 市民課 62-1118

被保険者・年金受給者の皆さまへ

あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください

厚生労働省・社会保険庁

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています

年金記録問題への新対応策を進めます

- * 被保険者・年金受給者の皆さまには、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。疑問があれば、お問い合わせください。
- * 5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方にはお知らせします。
- * 社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
- * 5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

問い合わせ

- * 近くの社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください。
香川社会保険事務局善通寺事務所(善通寺市文京町2-9-1)
7月の受付時間 午前8時30分~午後7時(平日のみ)
7月の休日年金相談 14日(土)午前9時30分~午後4時
- * 電話でのお問い合わせ(24時間受付)
フリーダイヤル「ねんきんあんしんダイヤル」 ☎0120-657830
ただし、夜間・土曜・日曜は受付のみで、原則翌日回答となります。
- * インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用ください。
<http://www.sia.go.jp/>